

求職者支援制度の特例措置について

令和5年3月末まで、求職者支援制度を利用しやすくなる特例措置を設けています



Point 1

働きながら訓練を受講しやすくなりました

シフト制で働く方などの給付金の本人収入の上限を、月8万円以下から月12万円以下にしています

働きながら訓練を受けて今の職場で正社員転換を目指す方などが、訓練を受講できるようにしています



Point 2

親や配偶者と同居している方などが、給付金を受給しやすくなりました

給付金の世帯収入の上限を、月25万円以下から月40万円以下にしています



Point 3

急な都合などで訓練を欠席しても、給付金を受給できるようになりました

全体の2割まで訓練を休めることにしています

病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額して支給することにしています



Point 4

短い時間・期間の訓練コースを設定しています

働きながら受講しやすい短い時間・期間の訓練コースを設定しています

詳細はこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/040404-tokureisochi.pdf>